

自己資本の構成に関する開示事項（2018年3月末自己資本比率・速報値）

【連結】

（単位：百万円、％）

国際様式の 該当番号	項目	2018年3月末		2017年12月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	803,021		808,517	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	600,931		600,479	
1c	うち、自己株式の額（△）	59,256		59,165	
26	うち、社外流出予定額（△）	5,857		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	511		469	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	133,846		119,045	29,761
5	普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額	—		—	
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	937,379		928,032	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	8,238		6,452	1,613
8	うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—		—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,238		6,452	1,613
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—		—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△381		△316	△79
12	適格引当金不足額	35,066		27,672	6,918
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	44		36	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	—
15	退職給付に係る資産の額	765		—	—
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	46		39	9
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—		—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—		—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—		—	—
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—		—	—

22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関するものの額	—		—	—
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関するものの額	—		—	—
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関するものの額	—		—	—
27	その他 Tier1 資本不足額	—		3,078	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	43,780		36,962	
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	893,598		891,070	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—		—
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—
34-35	その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—		—	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			389	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額			389	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—		389	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			3,468	
	うち、適格引当金不足額			3,459	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			9	
42	Tier2 資本不足額	—		—	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—		3,468	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額 ((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—		—	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	893,598		891,070	

Tier2 資本に係る基礎項目					
46	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—		—	
	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000		50,000	
	特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—		—	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—		—	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—		—	
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—		—	
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	120		130	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	120		130	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		—	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			19,853	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により算入されるものの額			19,853	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	50,120		69,984	
Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			3,459	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額			—	
	うち、適格引当金不足額			3,459	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		3,459	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	50,120		66,525	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	943,719		957,596	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			2,353	
	うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。）に係る額			2,321	
	うち、自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）に係る額			31	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額			—	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	7,159,997		7,119,109	

連結自己資本比率					
61	連結普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	12.48		12.51	
62	連結 Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	12.48		12.51	
63	連結総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	13.18		13.45	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	85,339		91,279	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	10,154		9,964	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	120		130	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	762		812	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	35,602		35,318	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	12,000		15,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。

【単体】

(単位：百万円、%)

国際様式の 該当番号	項目	2018年3月末		2017年12月末	
			経過措置に よる不算入 額		経過措置に よる不算入 額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目					
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	747,134		754,253	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	267,203		267,203	
2	うち、利益剰余金の額	545,044		546,215	
1c	うち、自己株式の額 (△)	59,256		59,165	
26	うち、社外流出予定額 (△)	5,857		—	
	うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	511		469	
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	124,572		112,330	28,082
	経過措置により普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			—	
6	普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ)	872,218		867,053	
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目					
8+9	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	8,114		6,362	1,590
8	うち、のれんに係るものの額	—		—	—
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	8,114		6,362	1,590
10	繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—		—	—
11	繰延ヘッジ損益の額	△381		△316	△79
12	適格引当金不足額	46,804		37,134	9,283
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	44		36	9
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—		—	—
15	前払年金費用の額	327		303	75
16	自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	46		39	9
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—		—	—
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—		—	—
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—		—	—
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—		—	—
20	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	—
21	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	—
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—		—	—
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—		—	—
24	うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	—
25	うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—		—	—

27	その他 Tier1 資本不足額	—		4,261	
28	普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ロ)	54,955		47,821	
普通株式等 Tier1 資本					
29	普通株式等 Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (ハ)	817,263		819,232	
その他 Tier1 資本に係る基礎項目					
30	31a	その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他 Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	—	
		特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額	—	—	
33+35	適格旧 Tier1 資本調達手段の額のうちその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			389	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額			389	
36	その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—		389	
その他 Tier1 資本に係る調整項目					
37	自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
39	少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
40	その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額	—		—	—
	経過措置によりその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			4,650	
	うち、適格引当金不足額			4,641	
	うち、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			9	
42	Tier2 資本不足額	—		—	
43	その他 Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	—		4,650	
その他 Tier1 資本					
44	その他 Tier1 資本の額((ニ) - (ホ)) (ヘ)	—		—	
Tier1 資本					
45	Tier1 資本の額((ハ) + (ヘ)) (ト)	817,263		819,232	
Tier2 資本に係る基礎項目					
46		Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
		Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
		Tier2 資本調達手段に係る負債の額	50,000	50,000	
		特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額	—	—	
47+49	適格旧 Tier2 資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
50	一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額	7		6	
50a	うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額	7		6	
50b	うち、適格引当金 Tier2 算入額	—		—	
	経過措置により Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			18,499	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置により算入されるものの額			18,499	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	50,007		68,506	

Tier2 資本に係る調整項目					
52	自己保有 Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
53	意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
54	少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
55	その他金融機関等の Tier2 資本調達手段の額	—		—	—
	経過措置により Tier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額			4,641	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち旧告示における控除項目に該当する部分の額			—	
	うち、適格引当金不足額			4,641	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	—		4,641	
Tier2 資本					
58	Tier2 資本の額 ((チ) - (リ)) (ヌ)	50,007		63,864	
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト) + (ヌ)) (ル)	867,270		883,096	
リスク・アセット					
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額			2,423	
	うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のもの。) に係る額			2,288	
	うち、前払年金費用に係る額			103	
	うち、自己保有普通株式 (純資産の部に計上されるものを除く。) に係る額			31	
	うち、少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る額			—	
60	リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	6,907,691		6,858,234	
自己資本比率					
61	普通株式等 Tier1 比率 ((ハ) / (ヲ))	11.83		11.94	
62	Tier1 比率 ((ト) / (ヲ))	11.83		11.94	
63	総自己資本比率 ((ル) / (ヲ))	12.55		12.87	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	76,751		82,705	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	3,877		3,920	
74	無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		—	
75	繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) に係る調整項目不算入額	—		—	
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額	7		6	
77	一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額	240		306	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
79	適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額	35,355		35,063	

資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—		—	
83	適格旧 Tier1 資本調達手段の額から適格旧 Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	
84	適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	12,000		15,000	
85	適格旧 Tier2 資本調達手段の額から適格旧 Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	—		—	

(注) 1. 上記は、平成 26 年金融庁告示第 7 号に基づく開示事項です。

2. 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会より 2012 年 6 月に公表された「バーゼルⅢに基づく銀行の新たな自己資本の開示事項を定める国際合意文書(資本構成の開示要件)」における開示様式に記載された項目番号です。